

奈良県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六十一号

奈良県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成三十年三月奈良県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 運営に関する基準（第四十七条―第五十五条）」を「第三節 運営に関する基準（第四十七条―第五十五条）」を「第三章 雑則」に改める。

（第五十六条）
「」に改める。

第三条に次の二項を加える。

4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、法第十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四条第一項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第三項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第四条第五項第一号中「当該病院の医師、」を「、当該病院の」に改め、「併設される医療機関が診療所の場合にあっては当該診療所の医師により」を削る。

第十六条第六項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）」を加える。

第十七条第六項中「行う会議」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第二十条の次に次の二条を加える。

(栄養管理)

第二十条の二 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第二十条の三 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十九条中「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改め、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第三十条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相応な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十条の二 介護医療院は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十二条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三十三条第二項第一号中「予防」を「発生」に改め、「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)」を加え、同項第二号中「予防」を「発生」に改め、同項第三号中「予防」を「発生」に改め、「研修」の下に「並びに感染症の発生及びまん延の防止のための訓練」を加え、同条に次の一項を加える。

4 介護医療院は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならない。

第三十五条に次の一項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十条第一項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第三号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)」を加え、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四十条の二 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十五条に次の二項を加える。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四十八条第八項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加える。

第五十二条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第五十三条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五十五条中「第二十条」を「第二十条の三」に改め、「第二十八条まで」の下に「第三十条の二」を加える。

本則に次の一章を加える。

第六章 雑則

第五十六条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定され、又は想定されるもの（第十条第一項（前条において準用する場合を含む。）、第十三条第一項（前条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）について

は、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面等により行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつては認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

附則第二条から第七条までの規定中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則に次の一条を加える。

- 第八条** 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行つて介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第五条第二項第三号イ及び第四十六条第三項第二号イの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の奈良県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第三条第四項、第三十条第三項、第四十条の二（新条例第五十五条において準用する場合を含む。）、第四十五条第三項及び第五十三条第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

- 3 施行日から令和六年三月三十一日までの間における新条例第二十条の二（新条例第五十五条において準用する場合を含む。）及び第二十条の三（新条例第五十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければならない」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間における新条例第二十九条及び第五十二条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは、「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）とする。」とする。

5 施行日から令和六年三月三十一日までの間における新条例第三十条の二（新条例第五十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第三十条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

6 施行日から令和六年三月三十一日までの間における新条例第三十三条第二項第三号（新条例第五十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「研修並びに感染症の発生及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」とあるのは、「研修を定期的実施するとともに、感染症の発生及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努める」とする。

7 施行日から起算して六月を経過する日までの間における新条例第四十条第一項（新条例第五十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第一号から第三号までに掲げる措置を講ずるとともに、第四号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。